

○分賦金の納期に関する規則

制 定 昭 35. 8. 18 規則 1

最近改正 平 21. 4. 1 規則 2

第 1 条 大和川右岸水防事務組合理約（昭和 33 年告示第 1 号）第 14 条第 2 項の規定による分賦金（以下「分賦金」という。）の納期は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 分賦金の納期は、次のとおりとする。ただし、管理者においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第 1 期 4 月 1 日から 6 月末日まで

第 2 期 9 月 1 日から 11 月末日まで

2 分賦金の総額が 10,000 円に満たないものについては、前項に定める第 1 期の納期をもってその納期とする。

第 3 条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この組合設立の日を遡ってこれを適用する。

附 則（平 21. 4. 1 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。